

第百六十五号議案

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三の見出しを「（インクルージョンの推進）」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止等）

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第四十九条第二項中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加える。

第五十七条中「第三十五条」の下に「、第四十四条」を加え、「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第百六十五号議案 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

第七十六条及び第七十六条の二中「第四十三条まで、第四十五条から」を削り、「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第七十八条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第七十九条中「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第七十九条の九及び第八十七条中「第四十三条まで、第四十五条から」を削る。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。ただし、第三十条の三の見出し及び第四十九条第二項の改正規定、第五十七条の改正規定（「第三十五条」の下に「、第四十四条」を加える部分を除く。）、第七十六条の改正規定（「第四十三条まで、第四十五条から」を削る部分を除く。）、第七十六条の二の改正規定（「第四十三条まで、第四十五条から」を削る部分を除く。）並びに第七十八条及び第七十九条の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）等の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等の改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。